

第 1 章 名 称

- 第 1 条** 1、この会は、大阪市立住吉川小学校 P T A という。
2、この会は、事務所を大阪市立住吉川小学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条** この会は、本校に在籍する児童の保護者ならびに本校に勤務する教職員が協力して、家庭と社会における在学児童の健全な成長をはかることを目的とする。

- 第 3 条** この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- 1、会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、人権についての理解を深める。
 - 2、家庭と学校および社会との緊密な連携によって、在学児童の福祉を推進する。
 - 3、家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

第 3 章 方 針

- 第 4 条** この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。
- 1、在学児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
 - 2、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 - 3、この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4、学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条** この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。
- 第 6 条** この会の会員は、すべて会費を納める義務がある。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。また、この会の会員は全て平等の権利がある。

第 5 章 経理

- 第 7 条** この会の経費は、会費をもってする。
- 第 8 条** この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第 9 条** この会の会費は、1家庭につき、500円（月額）とする。
- 第 10 条** この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。
- 第 11 条** この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役員とその選挙

- 第 12 条** この会の役員は、次の通りとする。
- 1、会長 1名
 - 2、副会長 2名以上
 - 3、書記 1名以上
 - 4、会計 1名以上
- ①副会長、書記及び会計の定数については、現行役員会の要望を受け、役員候補者指名委員会により決する。
- ②役員は、男女いずれか一方に偏してはならない。
- ③役員は、他の役員または会計監査委員を兼ねることは出来ない。
- 第 13 条** 1、役員の任期は、予算を議決するための総会の翌日より、翌年の予算議決するための総会の日までの1年間とする。
2、役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。
- 第 14 条** 役員の選出及び就任は、次のとおり行われる。
- 1、役員候補者指名委員会（以下、指名委員会とする）を次の方法によって構成する。
①保護者の中から次の方法により選出する。
各学級の保護者は互選により、1名の学級代表を選出し学級代表は互選により各学年1名を選出する。
②教職員の中から互選により、2名を選出する。

- ③サポート委員会の中から互選により、2名を選出する。
- 2、指名委員は、役員及び会計監査委員長の候補者になることは出来ない。
- 3、指名委員会は、各々の候補者をあげ、役員選出総会の7日前に全会員に知らせる。
- 4、選出を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。ただし、3名以上の推薦により総会の5日前までに指名委員会に届けなければならない。指名委員会は総会の2日前までにその候補者を、全会員に知らせなければならない。
- 5、役員候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その指名を公表する前に、被指名者及び立候補者の同意と選出を行う総会に出席を要する。ただし、止むを得ない場合はその欠席理由を届け出て、総会の承認を得なければならない。
- 6、役員は、総会において多数決で選出される。

第7章 役員の資格とその任務

- 第15条** 会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。
- 第16条** 会長は、次の職務を行う。
- 1、この会を代表し会務を総括する。
 - 2、それぞれのサポートリーダー（指名委員・会計監査委員は除く）を任命する。
 - 3、サポート委員の承認を得て、特別委員会の委員長及び委員を任命する。
 - 4、総会及びサポート委員会を招集する。
 - 5、サポート委員会（指名委員・会計監査委員は除く）に出席して意見を述べることができる。
 - 6、この会の資産を管理する。
- 第17条** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第18条** 書記は、次の職務を行う。
- 1、総会及びサポート委員会の議事ならびに、この会の活動に関する

る重要事項を記録する。

- 2、記録・通信・その他の書類を保管する。
- 3、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

- 1、総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 2、予算の立案を協力する。
- 3、会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- 4、会計監査を受け、会員に報告する。

第20条 会長に欠員を生じたときは、副会長の中から会長以外の役員に欠員が生じたときはサポート委員から、サポート委員会の承認を得て就任する。
任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 会計監査委員会

第21条 1、この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
2、会計監査委員会には、委員長の外2名の委員を置く。

第22条 1、会計監査委員長の選出及び就任は、第15条に準じて行う。
2、会計監査委員長は、他の2名の委員を選任する。

第23条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し年間2回以上全会員にその結果を報告する。

第24条 会計監査委員の任期は、予算議決するための総会の翌日より翌年の予算議決するための総会の日までの1年間とし、再任は妨げない。

第25条 会計監査委員長は、必要に応じ役員会・サポート委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 総会

第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。議長は互選によって選出する。

第27条 総会の定足数は、全会員の5分の1とし（委任状を含む）議決は出

出席者の過半数の同意を必要とする。

第28条 サポート委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集する。

第29条 総会は、年間2回以上開催する。

第30条 この会の年間事業計画、及び予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第10章 サポート委員会

第31条 実行委員会をサポート委員会に変更し、実行委員長・副委員長をサポートリーダーとする。

第32条 サポート委員会の任務は、次のとおりである。
1、各行事のサポートをする。

第11章 サポート委員会及び任務

第33条 サポートリーダーとして活動する。

第34条 この会の特定の目的を遂行するために必要あるときは、特別委員会をおくことができる。

第35条 サポート委員会の構成は、各学年ごとにそれぞれの委員を互選により選出する。

第36条 サポート委員リーダーの任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第37条 サポートリーダーの任務および活動は、次のとおりとする。

1、サポート委員会設置

①各学年2名で計10名のサポートリーダーと教職員、全保護者によって構成する。

②委員会の任務は次のとおりである。

ア、各行事の応援サポートの情報を伝達する。

イ、地域との交流を深め、進んで協力を得るようつとめる。

ウ、子どもと保護者、教職員との交流が深まるような企画を活発にする。

第38条 校長および教頭等は、サポート委員会または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第39条 サポート委員会は、その事業の計画・実施にあたって役員会にはからなければならない。

第12章 改正

第40条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも5日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

附則

第41条 慶弔費については、細則でこれを定める。

第42条 この規約は平成18年2月8日より実施する。

細則

第1条 指名委員の選出は1月中に行う。役員候補者の選考は2月末までに行う。

第2条 サポート委員会の選出は次のように行う。

- 1、教職員は、サポート委員会に委員として所属する。
- 2、サポートリーダーは役員会で推薦し、会長が任命する。

第3条 委員選出の管理は、役員がこれを行う。

第 4 条 サポート委員会・指名委員会・監査委員会の構成員の代理は認められない。

第 5 条 慶弔費は次のとおりとする。

範 囲	香 料
保護者	10,000円
保護者と同居の父母	5,000円
児童	10,000円
教職員	10,000円
教職員の父母 (配偶者を含む)	5,000円

備 考

(昭和 32 年 4 月 改 正)			
(昭和 40 年 5 月 改 正)	昭和 40 年 6 月	1 日印刷発行	
(昭和 42 年 5 月 改 正)	昭和 42 年 6 月	1 日印刷発行	
(昭和 46 年 10 月 改 正)	昭和 47 年 4 月	1 日印刷発行	
(昭和 47 年 5 月 改 正)	昭和 47 年 5 月 25 日印刷発行		
(昭和 51 年 5 月 改 正)	昭和 51 年 6 月	1 日印刷発行	
(昭和 55 年 4 月 改 正)	昭和 55 年 5 月	1 日印刷発行	
(昭和 61 年 11 月 改 正)	昭和 61 年 12 月	1 日印刷発行	
(平成 3 年 2 月 改 正)	平成 3 年 4 月	1 日印刷発行	
(平成 10 年 4 月 改 正)	平成 10 年 6 月	1 日印刷発行	
(平成 12 年 2 月 改 正)	平成 12 年 4 月	1 日印刷発行	
(平成 18 年 2 月 改 正)	平成 18 年 3 月	1 日印刷発行	
(平成 23 年 5 月 改 正)	平成 24 年 4 月	1 日印刷発行	
(平成 27 年 2 月 改 正)	平成 27 年 4 月	1 日印刷発行	

以上